

結

ゆい

カントの『永遠平和のために』（1795年 岩波文庫、光文社文庫）は古典であるが、その前の「人類の歴史の憶測的起源」（1786年）の「我々は、開花した諸国民の上に重くのしかかるところの最大の害悪が、戦争に由来することを認めざるを得ない。しかもそれは、現に行われている、或いは過去に行われた戦争の結果というよりは、むしろ将来の戦争のための軍備—それも永久に軽減されることのない、それどころか不断に増大しつつある軍備によって引き起こされるのである」や「理論と実践」（1793年）の「防衛のための軍備が平和時を重苦しいものにし、また国内の福祉にとって破壊的なものにするのは、時として戦争そのものよりも甚しいのである。このような事態に対処するには、威力を伴うような公法—すなわちいかなる国家もこれに従わざるを得ないような公法に基づくところの国際法よりほかに、いかなる方法もあり得ないのである」の方が、「戦争準備」に進む日本にとって、より具体的で示唆に富む。ロシアのウクライナ侵略の横暴を目の当たりにすると国連の無力に落胆するが、ロシア包囲を国際世論の形成で強める「ロシアは侵略戦争を直ちに中止せよ！」という声を上げることが求められる。

（木村直樹）

2023年7月7日 発行：ユニオンと連帯する市民の会

第33号



2023.06.19 韓国ワイパー労組遠征団（若宮広場）

| | | |
|---------------------|-------|-------|
| 広島G7サミット抗議行動 | ----- | たかだ洋子 |
| 青年学生のメーデー | ----- | 松本 朗 |
| 狭山事件の再審と無罪の実現を | ----- | 櫻井 善行 |
| 名古屋ふれあいユニオン定期大会報告 | ----- | 浅野 文秀 |
| 中部電力新入社員労災認定裁判 | ----- | 吉田 典子 |
| 知床観光船事故から1年 | ----- | 柿山 朗 |
| 「改悪入管法」と「名古屋入管死亡事件」 | ----- | 小野 政美 |
| ユニオン学校報告 | ----- | 松本 朗 |
| ユニオンみえ広岡さんを偲ぶ会 | ----- | 松本 朗 |
| 国鉄闘争全国運動集会 | ----- | 小林 丈仁 |
| 韓国ワイパー労組遠征団とともに | ----- | 浅野 文秀 |
| コミュニティユニオン東海交流集会案内 | ----- | 浅野 文秀 |

広島G7サミット「戦争会議やめろ」

「G7は核兵器禁止条約に今すぐ参加を」

たかだ洋子

自転車で抗議行動してきました。

2023年5月19日広島、私が参加した15名ほどの集団、G7サミットに抗議する自転車隊は、「G7は核禁条約に参加を！」のゼッケンをつけてレンタサイクルで市内を走り回った。広島のレンタサイクルは、車体は赤色「ピースクル」の愛称で、アシスト付き自転車のために車輪は小さくて安定していて、安全な乗り物だった。広島市内は歩く人も走る自動車も少なく、ほぼ警察官ばかりの街だった。デモ隊は様々あって、時間も場所もまちまちに小規模に数多く、多数、取り組まれていた。



小規模のユニオンの集会では、関西生コン支部の文字の入った「連帯」の旗。拳をあげた男性がたった一人でこの旗を掲げて立っていた。

ところで、岸田首相は何のために広島でやったのかと、被爆者たちの抗議の声はウクライナ戦争を見て一挙に祖国防衛のためには武力も辞さないほどの決意をした日本人たちにどこまで届いたのだろうか。

昔、今から50年ほど前、私が青年だった頃、原水協や原水禁などの反核運動があった。その頃の主張を覚えているだろうか。私たちは、アメリカ帝国主義の核兵器は悪い核だが、ソ連の核兵器は、アメリカと戦うための良い核だと、そんな議論をしていたことを覚えているだろうか。この思想は私の個人的なものではなくて、もっと広く共有されていた。なぜなら、この思想に対して被爆者たちが、「核兵器に良い核も悪い核もないのだ。核兵器はそれ自体が存在してはいけないものだ」と訴え、日本人にだけでなく、世界を行脚して核の恐ろしさを訴えた。私は1980年代に被爆者の肥田舜太郎さんから、被爆者たちの主張が世界に与えた衝撃、さらに私たちの思想が間違っていたことを教えられた。私たちの思想は、間違っていたのだ。

ところがどうだ。G7サミットでは、ロシアのような何をしでかすか分からない権威主義国家の核兵器は使わせてはいけない。自由主義国家の核兵器は彼らの核の使用を抑止するためのものであって必要だと広島から宣言した。アメリカ帝国主義の核は世界の脅威だが、ソ連の核はアメリカに対抗する核だと述べていた自分に既視感がある。

「核兵器に良い核も悪い核もないのだ、核兵器そのものが人類と共存できないのだ」

この言葉の意味を、私はわかっているだろうか。

(右の写真は、DISBANDNATO、「NATOを解散しろ」と言っています。私の一番気に入ったバナーです。小規模ユニオンの集会で見つけた)



東京・大阪・茨城で青年学生たちのメーデー

松本 朗

ツイッターの情報から集めたものですが昨年と今年の5月1日メーデーの日に東京、大阪で学生メーデーが学生実行委員会独自の取り組みで行われました。東京ではフリーター全般労働組合などによって若者メーデーが行われ、茨城県でも独自のメーデー集会デモが行われました。青年学生たちの新しい行動をまとめてみます。

首都圏学生メーデー前夜集会

まず前日の4月30日、東京ではメーデー前夜企画で、東京大学駒場校舎でコミュニティユニオンの方の講演と大学をめぐる社会問題について対談を行いました。講演では学生運動と労働運動のつながり、身近な問題を政治につなげることが重要だと話しました。対談では教育の機会均等と学問の自由が脅かされている事、労働運動やフェミニズムの運動とつなげることなどが話し合われました。

関西学生メーデー前夜集会

同日、大阪の前夜祭企画では「エルおおさか」で学生集会が行われました。ここではマルクス経済学者の松尾匡さんと「ユニオンぼちぼち（関西非正規等労働組合）」の委員長で社会学者の橋口昌司さんの講演会が行われました。松尾さんは中小企業や個人企業が淘汰され大企業だけが独占し海外に利潤を求めながら軍拡をすすめようとする動きは帝国主義体制といえると述べ、橋口さんは自身が学生の時にユニオン活動を始めた事、ユニオンの意義について述べました。最後に近畿大学、京都大学、立命館大学の学生からアピールがありました。

東西で100名の学生がメーデーに起つ！

5月1日メーデー当日、東京では首都圏学生メーデーが行われました。まずは文部科学省前に朝から50名が集まり、この間の大学の問題について抗議のアピールを行い文部科学省の受付担当に抗議文を手渡しました。その後、全労協などが主催する「第94回日比谷メーデー」に合流しました。デモ行進のときには「学費を今すぐ値下げし

ろ！」「大学自治を取り戻せ！」「差別ハラスメントを許さないぞ！」「労学連帯で勝利するぞ！」と元気よくコールを挙げました。ツイッターの写真をみると赤旗や黒旗の他に香港民主化運動の象徴である「時代革命」とかかれた黒旗もありました。

大阪のメーデーでは中之島公園剣先広場で大阪全労協、おおさかユニオンネットワークが主催する「第94回中之島メーデー」に集まり、赤旗や黒旗を掲げて学費の値下げや大学の自治を取り戻そうと訴えてデモ行進を行いました。

この東京と大阪の学生メーデーには合わせて100名が参加したそうです。

茨城取手市、東京新宿でも青年たちのメーデー

他にも茨城県の取手駅で若者10数名が参加して「茨城アンダークラスメーデー」が行われ、元気よくデモ行進を行いました。東京都内でも首都圏学生メーデーの他にフリーター全般労働組合などの実行委員会が主催する「独立系連帯メーデー」が新宿のアルタ前で行われ、多くの若者が参加し元気よくデモ行進を行いました。その後は新宿東口でリレートークをおこない、多くの若者がアピールを行いました。（※独立系連帯メーデー2023はユーチューブで見ることができます。ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=zD84fHmdPmY>

共に連帯を

それ以外にも平日の昼間に参加できない労働者のために優雅や日曜日に「非正規メーデー」が大阪、東京で行われるなど、既成のメーデーとはちがう独自のメーデーが各地で取り組まれました。その中心は青年学生たちです。私たちユニオンと連帯する市民の会も青年学生たちの闘いに注目し、彼、彼女らから学びながら連帯していきましょう。

狭山事件の再審と無罪の実現を

櫻井 善行

狭山事件から60年が経過した。この事件は1963年（昭和38年）であるから、多くの若い人はこのできごとすら知らないだろう。私が今なおこの事件にこだわりがあるのは、この事件では司法や捜査当局が重大な過ちをしでかしたにもかかわらず、その責任が問われることなく、歴史の表舞台から姿を消し、忘れ去られようとしているからである。日本の「民主国家」「法治国家」の内実が問われることになる。小稿では先ず、この事件の経過を紹介し、現段階の動向と今後の課題についても見てみたい。

狭山事件は、1963年5月1日、埼玉県狭山市で起きた女子高校生誘拐・殺人事件である。都市化が進みつつあるとはいえ、当時は周辺にまだ雑木林や田園地帯の面影を残しつつ、のどかな光景であった。この事件発生直後に身代金のやりとりの時に犯人を逮捕する機会があったにもかかわらず、捜査当局の失態から犯人を取り逃がすことになった。その後女子高校生は、死体として発見された。捜査当局は、汚名返上のため偏見と差別意識から周辺の被差別部落を中心に捜査の手を広げ、石川一雄氏が被疑者として別件逮捕された。石川氏は法律の知識もなく、当初は頑強に容疑を否認していたが、取締官の甘い言葉を信じて捜査段階で容疑を認め、一審では1964年3月浦和地方裁判所で死刑判決を受けた。しかし、9月東京高等裁判所での控訴審で、警察に自白を強要されたと一転して犯行を否認し、ここからこの事件が当局のご都合主義的な思い込みや偏見に基づいた見込み捜査による冤罪事件であることが明らかになった。

その後、被告の救援活動が様々な団体に関わり展開されていく。1974年10月東京高裁は死刑を破棄して無期懲役（いわゆる寺尾判決）を言い渡し、1977年8月に刑が確定した。ただちに東京高裁に第1次再審請求の特別抗告がなされ、1985年に棄却され、第2次再審請求（1986）も、2005年に棄却。2006年5月に第3次再審請求が行なわれ、文化人、政治家、市民団体が再審を求めて支援活動を展開している。石川氏はその間の1994年に仮釈放された。石川一雄氏と弁護団は、有罪証拠の誤りを明らかにする科学的な鑑定を提出し、42年以上も再審開始を求めている。

いわゆる同和問題とは、「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」（同対審答申）

一部の論者は、部落がなくなったから部落差別がなくなったという。しかし今なお「地名総覧」が闇で売買され、結婚差別や就職差別も全くなかったとはいえない。30代以下の若い世代が部落や部落差別の実態すら知らないという現実がある。形式的なものが取り除かれたから、解決したという発想は短絡で軽薄である。さまざまな諸事件の解決を抜きに差別の解消はありえない。狭山事件再審と無罪の実現は喫緊の課題である。

名古屋ふれあいユニオン第25回定期大会を開催

世代交代を目指した組織体制の確立、みんなでつくる、ふれあい、つながり学び合うユニオン、職場・地域・社会とつながった労働運動をめざそう！

4月14日（日）午前10時より、刈谷市産業振興センター小ホールにおいて、名古屋ふれあいユニオン第25回定期大会が開催され、この一年の組合活動の点検と今後の方針決定に参加しました。

名古屋ふれあいユニオンの定期大会には多くのブラジル人組合員が出席するので、2020年以来、大会資料の多くはポルトガル語版に翻訳され、議事も日本語とポルトガル語で行うため、報告や質疑は極力簡潔に行いました。

鶴丸委員長が冒頭の挨拶で「私たちに重要なことは身近な労働者と繋がること、ともに考えて安心安定した生活を勝ち取っていかう」と訴えて議事に入りました。そして方針、予算、組合規約改正、年間ストライキ権を順に行って最後に役員選挙を行い、15名の運営委員と会計監査2名全員が信任されました。

質疑応答では、交渉解決に向けた会社への行動への組合員の参加を募ること、ツイッターでユニオン活動を広報することを強化すべき、との意見が出されました。

会計報告では厳しい財政状況が報告され、今大会で財政の安定化に向けて具体的な対策が提案され採択されました。

そして大会終了後には、動画作成チームが作成した、組合員向け動画「ふれあいチャンネル第1回」が上映され、楽しく鑑賞することができました。今年一年、これまで以上に豊かなユニオン活動を繰り広げていきたいと思えます。（名古屋ふれあいユニオン運営委員 浅野文秀）

ネットの拾い読み

夜勤ができないことを理由に退職強要 看護師が病院側を提訴

夜勤ができないことを理由に退職を強要され精神的苦痛を受けたとして、名古屋市立大病院に勤務する同市の看護師の女性(45)が9日、病院を運営する同大を相手取り、慰謝料約220万円の支払いを求めて名古屋地裁に提訴した。（2023/2/9(木) 23:20配信「毎日」）

教授らが救済申し立て「誠実な交渉態度に欠ける」県労委が松山大学に“謝罪文の手渡し”命令

松山大学(愛媛県松山市)の教授らによる組合活動をめぐる救済の申し立てについて、愛媛県労働委員会は一部に不当労働行為があったと認め、大学に対し謝罪文を労働組合に手渡しするよう命じました。（2023/3/1(水) 12:16配信「あいテレビ」）

パワハラ訴えた社員と和解 日本郵便、環境整備を約束

勤務先の郵便局で上司からパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントを受けうつ病になったとして、日本郵便東海支社管内の現役社員が、約400万円の損害賠償を同社に求めた訴訟は7日までに名古屋地裁(五十嵐章裕裁判官)で和解した。（2023/3/7(火) 18:49配信「共同」）

中部電力新入社員労災認定裁判 逆転勝訴判決！

原告 吉田典子

2023年4月25日、中部電力新入社員労災認定裁判の控訴審判決があり、名古屋高等裁判所は業務災害とは認めなかった一審判決を取り消し、業務外とした津労働基準監督署の判断を取り消す旨の判断を下しました。国は上告を断念し、判決は確定しました。

1. 地裁が「伝聞」と否定したK課長の言動をパワーハラスメントと認定

高裁では、上司のK課長に「お前なんか要らん」「そんなもんもできひんのに大卒か」などと言われて叱責されたことを、「業務指導の範囲を逸脱するものであるほか、本件労働者の人格や人間性を否定するもの」と認め、心理的負荷の程度は「中」と認定しました。

地裁では、K課長によるパワハラの様子を、友人や大学時代の友人、茶道仲間に話した内容を証拠として提出しましたが、これらの内容を「伝聞」として、事実とは認めませんでした。

2. 二つの業務による心理的負荷はB案件「中」C案件「強」と判定

高裁証人尋問で中電OBのS証人が、C案件中間報告書作成について「出張中の上司は、出張から戻ってからも、新入社員を指導するべきであった。新入社員に寄り添うべきであった。そうすれば悲劇は防ぐことができたのでは」と証言しました。

高裁では、C案件は、そもそも新入社員にとっては難易度の高い業務であり、かつ、本件労働者が主担当を引き継いだ際には、当初から三か月程度遅れていたため、タイトなス

ケジュールで業務を進めざるを得ない状況になっていた。業務の進め方自体も分からずにいるところ、参考となり得る適切な前例等の資料もなくI主任らから見本等を示されることもなく、それ以前から見よう見まねで書類等を作成しても駄目出しをされ、本件労働者が真に理解できるような十分な説明や指導が必ずしもされていなかったという状況であったことを踏まえると、中間報告前までの段階においても、本件労働者が受けていた心理的負荷の程度は少なくとも「中」に該当するものであったと認められる。中間報告の前後を含めた一連の出来事を通じて本件労働者がさらに著しい心理的負荷を受けたと認められることを考慮すると、C案件の業務に関して本件労働者が受けた心理的負荷の程度が「強」に該当することは明らかというべきである、と判示しました。

陽介の手帳に「鈴木陽介なきときは鼓を理非なきときは鳴らし攻めて可なり」と書き残してありました。正義のために抗議の声を上げると中国の思想家・孔子の言葉でした。「理非なきとき、理非、理非、理非…」と何度も書かれています。「理非なきとき」が何であったのか真実が知りたい。陽介がどんな思いだったのか、知っておきたい。そして陽介がしたことを意味のないことにしてしまっただけではない。どんなに悲しいことでも意味のないことはありません。誰よりも陽介が悲しくて辛かったのですから。

陽介は帰ってきません。なんであのとき助けられなかったのか。ごめんね、陽介、守ってあげられなかった…

知床観光船事故から1年

柿山 朗 (元外航船船長)

北海道・知床半島沖で荒波に吞まれ、26名が乗った観光船、「KAZUI」が消息を絶った事故から4月23日で1年が経つ。斜里町では、この日追悼式が行われ、遭難した午後1時の黙禱にあわせ、サイレンが鳴らされた。6名が見つかっていない状況について「限りなく厳しい事実。家族は救われない。ひたすら待たせるのは酷すぎる」と参加者は語る。なぜ、この事故は起きたのか。

1. 事故の原因

① 気象予報の無視

「KAZUI」は出港時の10時頃は波高0.3m程度であったが、12時ころから海上は波高3mで強風注意報や波浪注意報が出されていた。出港中止基準は、風速8m以上または波高1m以上が予想される場合であることから、船長・運航管理者の判断ミスではなく、気象予報の完全な無視があった。

② 運航管理者資格や改善報告の精査なし

運航管理者の要件は船舶の運航管理業務の経験が3年以上あること。この場合の運航管理者であった観光船会社の社長は、船舶免許も、船員経験もなく、宿泊業が本業で船に全く無縁の人であった。前年2度も海難事故が発生した「KAZUI」へ北海道運輸局から行政指導があった。その運航船社が提出した改善報告書の運航記録に出港時の風速0.5m/sで波高0.5mといつも同一の数値だったからだ。国会で国交省大臣は「同じ値が毎日連続して記されるなど、不自然な点があると認識しております。」と答弁した。このように行政指導に基づいて提出された運航記録簿の内容をしっかりと精査して行政指導の改善点を実施されていたならば、この事故は防止できたと思われる。

③ 通信設備の検査の問題点

国土交通省名の文書で「日本小型船舶検査機構(JCI)では、航路の一部が通信エリアでカバーされていない携帯電話を事業者の申告に基づき通信設備として認めていた。「KAZUI」では、沈没3日前にJCIは第1種中間検査を実施し、連絡手段を衛星電話から知床半島西側エリアでの電波受信が困難なauの携帯電話への変更を認めた。

④ ハッチ蓋の閉鎖の検査なし

事故発生の2日前に実施された救命訓練で当該ハッチ蓋の船首側の2つのクリップが閉まらず閉鎖できない状態であった。この事実から事故の3日前の3月21日に第1種中間検査を実施したJCIは当該ハッチ蓋の開閉状態の検査をしなかった。この事実が当該ハッチ蓋の閉鎖不良が沈没事故発生の直近の直接的で決定的な主因となった。もし、JCI検査員がハッチ蓋の閉鎖が不良なことを確認し、そして修理の完了をJCI検査員が確認していたならば、出港が無謀であったとしても、同じ荒天下の波高や風力の基でも浸水による沈没を防止できた可能性が高い。

2. こうした事故原因の背景

① 1995年、規制緩和政策の一つとして旅客不定期航路が免許制から許可制に緩和され、需給調整規則が廃止された。この規制緩和で市場原理の競争により、海上運送に全く経験のない悪質な事業者の参入の可能性が増し、これが知床遊覧船事故の背景となった。

② 日本小型船舶検査機構(JCI)検査員不足がある。平成40年4月に常勤検査員152名から過去4年間で全検査員の約1割が削減され、138名(令和4年度)となった。

「新しい戦時体制」と一体の「改悪入管法」と

「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件」裁判

小野政美（「入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合・東海」）

1. 難民申請中の強制送還停止を原則2回に制限する「改悪入管難民法」が成立

入管施設の長期収容解消を目的に難民申請中の強制送還停止を原則2回に制限する「改正入管難民法」が成立した。現行法では申請中は送還を何度でも停止できたが、今回の改悪法は、本国で迫害を受ける可能性がある人を帰せば命を危険にさらすことになる人道に反する改悪である。日本で働く外国人労働者の数は、2022年10月末現在で182万人を超えた。難民申請は急増し、2017年に過去最多の約2万件に上り、2018年に就労許可を厳格化し送還停止の制限に舵を切った。難民申請者には、既に3回以上難民申請をおこなっている人も多い。日本の難民認定率は2021年では0.7%（74人）、イギリス63.4%（1万3703人）、カナダ62.1%（3万3801人）、ドイツ25.9%（3万8918人）、イタリア15.6%（6845人）と他のG7の国と比較しても異常に低いことがわかる。2005年から2021年に2回目以降の難民申請が認められた人は47人で、「改悪入管法」によって命の危険が待っている国に強制送還させられる。

日本の入管難民行政には、入国させたくない外国人排除を狙う出入国管理と難民認定を入管庁が一手に所管している問題がある。今回の国会審議では入管当局が特定の参与員に審査を集中的に振り分けた実態が判明し認定判断の恣意性が明確になった。政府は、認定申請中でも強制送還ができると主張する根拠の一つが、NPO「難民を支援する会」の柳瀬房子・難民審査参与員の2021年4月に衆院での「難民を認定したいと思っているのに、ほとんど見つかることができません」という答弁である。5月25日の法務委員会でも、石川大我議員（立憲）は、「柳瀬さんの処理件数は、21年度で1378件、22年度が1231件ということで、勤務日数で実質的に処理をしたのは（年間でそれぞれ）33日と31

日。21年度が1日に41.8件処理している。22年度は39.7件を処理。尋常な数ではない」と質問した。参与員の処理する審査件数は、平均で年間36.3件である。柳瀬氏が1日40件の難民審査ならば、1日の勤務時間が8時間でも、1件あたり約12分。難民審査参与員全体での審査件数は、2021年度で6741件、2022年度が4740件。111人いる難民認定参与員の中で、柳瀬氏は2021年度で全体の5分の1、2022年度では、4分の1近くを一人で担っていた。柳瀬氏は、「4000件を審査したが、難民と認めたのは6件だけ」と発言したが、難民認定率が0.15%と極めて低い柳瀬氏に難民審査が異常に集中していることが判明した。

難民不認定処分を取り消しを求めた訴訟で裁判所が入管の判断を覆した訴訟判決は50件以上に上る。裁判などの手続きなしでの長期収容は「恣意的拘禁」として拷問禁止条約に抵触し許されない人権軽視である。今回改正で政府は長期収容を防ぐため、支援者ら監理人の下で社会生活を認める「監理措置」を設けたと主張するが、収容か監理措置かの選択が入管の判断に委ねられる上に監理人が支援の立場と相いれない役割を強いられることになる。国連の特別報告者は国際人権基準を下回るとし徹底的見直しを求めている。国際基準と照らし、難民認定を審査する第三者機関設置や、収容に裁判所判断を必要とすることなどを導入すべきであり、「改悪入管法」の撤回が必要である。

2. 「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件」から2年、名古屋地裁での国家賠償裁判の現在

「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件国家賠償裁判」5月10日第6回法廷では、国側が5分間のカメラ映像を公開した原告側を批判した意見書を提出した。遺族と弁護団が死亡直前の映像を公開したことに対し、斎藤法相は「原告側

が勝手に編集した」などと暴言を吐き、「(映像を) 公開することはウイシュマさんの名誉、尊厳の観点からも問題がある」などとウイシュマさんと遺族の尊厳を否定する発言もした。名古屋地裁はウイシュマさんの死亡までの入管施設内の260時間分の映像の5時間分を6月21日と7月12日に法廷内公開を決定し、裁判は9月、11月、2024年までの法廷が予定されている。

名古屋地裁での裁判では、遺族弁護団が複数の本人直筆の書類を証拠として提出した。ウイシュマさんが吐き気などの体調不良を訴えるようになったのは2021年1月15日。1月27日にウイシュマさんが施設側に申請した「被収容者申出書」には、「けんさのけっかをおしえてください」と、直筆でひらがなの記載がある。1週間後の2月3日の申出書は「doctor check onegai shimasu」(ドクターチェックお願いします)と書かれている。2月15日の本人の筆跡では、「please doctor」と読めるが表記は乱れている。2月23日の映像では、「担当さん、病院の点滴お願い」「もうできない、息もできない」と訴え、「連れて行ってあげたいけど私決定するのできないんだよ」と入管職員の声もある。3月3日付の「申出書」では、「薬をください。」旨記載の言葉がある。この3日後、ウイシュマさんは死亡した。入管施設で収容中に死亡した外国人は、統計開始の2007年以降でウイシュマさんを含めて18人にも上る。

「改悪入管法」では、3回目以降の申請者が送還可能になるため子どもも送還されてしまう危険が高い。強制退去処分が出ても帰国を拒む外国人は2022年末で4233人、18歳未満の子どもが5%弱の201人で、7~12歳が79人、13~15歳が40人。「送還忌避者」の大半は、入管施設での収容を一時的に解く「仮放免」で、子どもは基本的に施設外で生活する。仮放免中でも学校教育は受けられる一方、居住する都道府県外には自由に移動できず、アルバイトを含めて働くこともできない。日本も批准する国連の「子どもの権利条約」は、「子どもの最善の利益を考慮する」(第3条)、「子どもがその父母の意思に反して父母から分離されないことを

確保する」(第9条)とも規定されている。しかし日本の入管行政は子を親から引き離すといった条約違反の行為を繰り返してきた。在留特別許可は親子ともに許可すべきであり、法務省が定める在留特別許可のガイドラインの見直しで可能である。

3. 「新しい戦時体制」と一体の「改悪入管法」

日本社会は、自民族優先主義、外国人嫌悪、外国人敵視が根強く存在する。外国人敵視の全件収容主義、長期収容、無期限収容、第三者チェックのない「入管法体制」。法律も裁判所の命令がなくとも、無期限に入管局長指示を根拠文書として治安維持法の予防拘禁よりも酷い身体拘束が現在も続き、「新しい戦時体制」と一体の「入管法改悪」が進んでいる。私は事件発生以来、遺族支援・裁判支援・街頭宣伝等に参加しているが、自主的に入管収容者への訪問・支援を行い、入管法改悪反対や裁判支援活動でも運動の前面に立っていて、私は、支援運動に参加する全国各地の学生たちに「絶望の中の希望」を感じている。

「ウイシュマさん名古屋入管死亡事件」と現在進められている「入管法改悪」は、外国人への排外主義と「新しい戦時体制」と一体のものである。戦争を行うためには、軍備、軍隊、戦時法制のみでなく、愛国心教育、メディア統制、そして、外国人排除が必要である。日本社会には、自民族優先主義、外国人嫌悪、外国人敵視が歴史的に根強く存在している。「改悪入管法」は外国人の命を奪う法律である。私たちは、外国人を殺すことに加担し、外国人への排外主義と「新しい戦時体制」を認めてよいのだろうか。



第97回：「歌う社会運動家 添田唾蟬坊」

4月29日午後、金山の労働会館で第97回ユニオン学校「歌う社会運動家 添田唾蟬坊」が行われ9名が参加しました。副題は「歌を聴き、時代の違いを考える。さて、何が違うのか？」です。お話は市民の会運営委員で居酒屋「楽人」の店主の大場一哉さん。添田は明治大正期に資本主義を批判する歌を痛烈な風刺とユーモアのある歌をつくり、歌った演歌師で、添田の歌や時代背景、生涯について語っていただきました。

添田は1872年（明治5年）に神奈川県大磯で農家の次男として生まれました。1892（明治25年）年には青年倶楽部で歌と演説で社会変革を訴えるようになりました。

1899年（明治32年）に「ストライキ節」を作詞。1903年には事業に失敗して名古屋の大須に引っ越し1906年（明治39年）には当時の社会党評議員になりました。以降、様々な歌を作詞作曲しました。

資料の「しんぶん赤旗」（2022年11月15日号）の添田の特集記事が掲載されていました。それにはまず「演歌」がどうやって生まれたのかの説明が書いてあるので抜粋して紹介します。

「明治中期に自由民権運動を行っていた壮士（若者）が街頭で政治批判を訴えていたところ警察の弾圧に遭い中止させられました。それならば歌でごまかせばよいのではないかと考え、庶民の叫びを無伴奏で演説のように歌ったのが演歌の始まりです。」「演歌師たちは全国を歌い回り、詩を書いた歌本を売るのが主な収入でした。演歌師は歌ではなく主義を売る。本来の演歌は常に反権力の歌でした。」

大場さんの解説を聞きながら、添田の様々

な歌を、動画を通して視聴しました。「ああわからない」「ストライキ節」「ラッパ節」など明治大正期に社会批判をするために作られた歌ですが現代に通ずるものばかりでした。最後に過酷な状況で働かされていた当時の鉄道労働者が過労ゆえに事故を起こしてしまい自責に駆られて自殺してしまうのが多くの労働者から多額のカンパが遺族に送られる話があり、労働者の仲間を思う気持ちが本当に強かったのだと考えさせられるお話で締めくくりました。

※添田唾蟬坊の歌は土取利行が弾き語りをする動画をユーチューブで見ることができます。ユーチューブから「添田」で検索してください。

**第98回：「連合における地域労働運動の位置づけ」**

5月26日午後、名古屋市民活動推進センター集会室で第98回ユニオン学校を16名の参加で開催しました。演題は「連合における地域労働運動の位置づけ」で服部一郎さん（労働専門誌「地域と労働運動」記者）にお

話ししてもらいました。

服部さんはまず日本の労働組合はほぼ企業別になっており、企業単位で成立、分断された労働運動をどのように強化すべきか企業横断的な労働運動の可能性について考えたいと述べ、連合における地域労働運動の現状について述べました。

初めに、連合が芳野新体制になり、野党よりも与党、産業界との関係性を重んじる傾向があり、芳野会長が連合内部に分断を持ち込み、労働運動をますます衰退させていくことはもはや必至の状況だろう。今回は連合が進めようとする「地域ゼネラル連合」構想について取り上げその内容について論じていくことにしたい。

まず、これは連合の地域組織再編問題である。現在、地域ユニオンとして地方連合会に加盟する組織が存在しており、これらは総計すると十七万人近くの組合員がいる。今回、連合内部で提起されているのは地方連合会へ直加盟できるという従来の制度を全廃し、これまで地方連合会に直加盟していた単組や地域ユニオンなどはすべて既存の産別組織へそれぞれ加入するか、そうでない場合は今回新設される「地域ゼネラル連合」と称する新組織へまとめて加入するというものである。

長年連合においては地域労働運動の位置づけは非常に軽視され続けてきた。こうした地域の運動軽視は当然ながら連合においてその足元での運動を弱体化させてしまうことにつながる。すでに連合組織の停滞、社会的存在感の後退が顕著となった2001年に会長となった笹森は地域労働運動の強化に取り組む方針を推進したが成功しなかった。

ましてや今の連合を動かしているのは労組の社会的存在感、地域でも活動し闘っていた労働組合のことを具体的に理解する世代ではない。むしろそういった労働運動の歴史を体感できず、そして理解できない、知らない世代

となってきた。

組織をたいした理由もなく産別組織へ押し込んでも当然反発はある。しかも財政的負担は増大する。こうなってくるとそもそもそこまでして連合に残らなければならないのか、という問題がでてくる。その場合、今の連合は参加し続けるにあたりどれほど魅力ある組織なのかということが問われてくるが、これがまた問題となる。残念ながらもはや今の連合にはもはや残り続ける意味がないと判断する組合が相当出てくるだろう。

2011年にセイコーエプソン労組がJAMと連合長野から脱退することがあった。この脱退はイデオロギー的な対立ではなく「上部団体費がもったいない、それならばもっと組合員のために財政を用いたい」という非常に単純、安易な理由があったとされる。この発想自体は問題だとは思いますが、同時に連合やその地方組織にはいったいどんな意味があるのか、参加することにどのようなメリットがあるのか、そこがすでにその時点で問われていたことも事実である。

こうした傾向は連合労働運動の衰退をさらに加速させる可能性が高いように思われるが、しかし最大の問題はこうした点について連合を現在動かしている面々が全く無関心、無自覚であるということだろう。連合における危機の所在が非常に根深いところにあると感じられるのはこれが理由である。

記録録画のアドレス

<https://youtu.be/94619Z6ekF4>

ユニオンみえ「広岡法浄さんを偲ぶ会」報告

5月21日、三重県津市の「三重県教育文化会館多目的ホール」において前ユニオンみえ委員長の「広岡法浄さんを偲ぶ会」が行われ、ユニオンみえの組合員その他、東海地方の各ユニオンなど100名近くが参加しました。

東京からも社民党の福島瑞穂さん、全国ユニオンの鈴木剛さんが参加し、広岡さんへの思いを述べました。ユニオンと連帯する市民の会からも6名が参加しました。

会場には広岡さんを先頭に争議を闘った写真などが並べられ、現委員長の江川正典さんの挨拶の後、参加者全員がマイクを握り広岡さんの思い出を語りました。広岡さんは70年代に大学に入り、最初は狭山闘争に参加、そこから社会運動へ関わるようになったとのことでした。

名古屋ではユニオン共同行動を共に取り組み、ミッドランドスクエアで申し入れ書を受け取らない会社役員に激しく抗議して受け取らせるなど、不当な会社に対しては厳しく対応する一面もありました。その後、お酒は出ませんでした。食事を楽しましました。食事はお寿司や唐揚げのほか、組合員さん手作りのブラジル料理などがふるまわれました。

ユニオンみえは広岡さんの遺志を受け継いでこれからもユニオン運動にまい進します。ユニオンと連帯する市民の会も広岡さんの遺志を受けついで共に闘います。(松本 朗)



6・18 国鉄闘争全国運動集会報告

小林丈仁

6月18日に開催された、国鉄闘争全国運動全国集会に参加してきました。

会場の江戸川総合文化センターを埋める670名参加でした。

詳しくは、国鉄闘争全国運動や動労千葉のホームページをご覧ください。

【1】国鉄1047名解雇撤回！井出・深澤を法廷に

この間、動労千葉争議団と国労被解雇は、裁判闘争のなかで最終的に解雇が不当労働行為であったことを確定させており、JR東に解雇を撤回させ復職を迫る団体交渉を要求してきました。この団交が拒否されたことから労働委員会闘争に発展し、中央労働委員会が審理に入らなかったことを違法とした裁判が東京地裁で闘われてきました。すべて、労働基本権や憲法28条の生き死に関わる問題であり、戦後最大の労働組合破壊攻撃としてあった国鉄分割民営化に風穴をあける闘いにほかなりません。同時に総評解体から連合結成のなかですすんだ基幹産業における産業報国会化、官公労働運動における民営化・外注化による階級的労働運動の破壊・後退の問題と結びついています。この中で、選別解雇の名簿作成に関与した葛西、井出、深澤ら、JRの最高幹部を証人申請してきたものが、今年4月に交代した裁判長によって証人申請が却下されることが起こっています。集会はこのことに警鐘が乱打され署名の呼びかけなど闘争体制の強化が発信されています。

集会には、韓国鉄道労組委員長チョミョンホ氏やソウル本部長キムジノク氏からもメッセージが寄せられ「外注化・非正規雇用との闘い」「戦争をとめる国際連帯」への強い信頼と連帯が寄せられています。また今年の11

月全国労働者集会が日韓国際連帯の20年にあたることから、あらためて大きな結集が呼びかけられました。

【2】戦時下の階級的労働運動をともに闘おう

動労千葉関委員長は、「広島サミットは、ただただロシアや中国への敵意をあおり、ウクライナへのさらなる武器供与で戦争を拡大するこよだけが宣言された。今春闘は、事実上大幅賃下げと非正規の固定化と格差拡大もたらした。あらためて、国鉄闘争を軸に階級的労働運動の再生をかちとろう」と訴え、関西地区生コン労組武谷書記次長は「和歌山事件は上告を断念させ、無罪を確定させた。産業別労働組合の団結権を守る正当な行為として認めさせた判決を労働現場で活用しよう」と高浜さんとともに登壇してアピールがありました。

集会には、奈良市従労組の裁判当該、コンビニ関連ユニオン委員長、港合同木下執行委員などから、資本主義の危機が戦争と分断を生みだした。労働運動の力で階級的な団結を取り戻す時だという闘争報告と決意が表明されています。

また、関西生コン支部、港合同、動労千葉からは、労働運動の刷新へ、議論と行動を訴える「三労組共同アピール」が呼びかけられています。

関西生コン支部への弾圧を打ち破り、労働運動の力で戦争協力を阻止する地域共闘をさらに強化していきましょう。

デンソーは欺瞞的な清算を撤回せよ！

～韓国ワイパー遠征闘争団とともに～



デンソーの韓国内グループ企業「韓国ワイパー」は、昨年7月、労働組合との協定を一方向的に破り、会社清算を発表し、従業員300余名の解雇を通告。これに対し労働組合（全国金属労働組合韓国ワイパー分会）は職場泊まり込み、ハンガーストライキ等で闘うとともに、裁判所から労使協定違反の解雇は禁止との命令をかちとり、今も209名の組合員が闘争を継続している。しかし会社は今年3月、裁判所の決定を無視して清算手続きを進め、警察を動員して暴力的に設備搬出を強行した。

労組は親会社であり労使協定の連帯責任者であるデンソーが問題解決に向けて責任ある対応を行うよう申し入れるため、この間3回にわたり日本遠征団を組んで要請行動を行ったが、デンソーは要請を受け取ることすら拒否し、無責任な対応に終始している。

そして6月9日から20日までの12日間に及んだ第三次遠征団の闘いには、多くの愛知の労働組合・市民が支援をし、共に闘った。しかしそれと並行して精力的に行われた韓国国内での交渉でも問題は解決せず、闘いは長期戦も予想される。

韓国ワイパー労組の闘いは、会社の支配的企業であるデンソーさらにはトヨタグループの人権尊重、社会的責任をも問うている。闘いの全面的な勝利に向け、今後この地域の労働組合・ユニオン・市民による支援体制を整えて共闘していきたい。

（コミュニティユニオン東海ネットワーク事務局 浅野文秀）



2023.06.19 デモ行進の韓国ワイパー労組遠征団 名古屋・栄

東海ネットワーク学習交流会のお知らせ

コミュニティユニオン東海ネットワークは、8月26日・27日の両日、下記のスケジュールで学習交流会を開催する準備を進めています。例年、東海四県の東海ネットに参加するユニオン・団体より40～50名が参加し、議論と交流を深めています。

報告と討論1及び2については、最適な報告者を現在選定中です。

参加要領については、7月上旬に決定の上、東海ネット参加ユニオン・団体にご連絡しますので、是非日程を確保していただき、ふるってご参加のほどお願いします。

(コミュニティユニオン東海ネットワーク事務局 名古屋ふれあいユニオン・浅野)

| コミュニティユニオン東海ネットワーク学習交流会2023 | | |
|--------------------------------|----------|-------------------------------------|
| 月日 8月26午後～27日午前 | | |
| 場所 ウイルあいち | | |
| 名古屋市中区上笠杉町1番地(地下鉄名城線「名古屋城」駅下車) | | |
| 日時 | 演目 | 内容 |
| 8月26日(土) | | |
| 13:00～13:15 | 開会・主催者挨拶 | |
| 13:15～15:15 | 報告と討論1 | フリーランスやギグワークに対する取り組み |
| 15:15～15:30 | 休憩・移動 | |
| 15:30～17:30 | 分科会 | 1. 職場を組織する |
| | | 2. 人を育て財政を確立するには |
| | | 3. 争議の取り組み方 |
| 17:45～18:00 | I日目のまとめ | |
| 18:00～18:15 | 休憩・準備 | |
| 18:15～20:00 | 懇親会 | 会食中に各団体からの報告 |
| *ウイルあいちで宿泊可能 | | |
| 8月27日(日) | | |
| 9:30～11:30 | 報告と討論2 | マイノリティ労働者への取り組み (外国人、障害者、LGBTQ等) |
| 11:30～12:00 | まとめと予定 | |

告知欄

7/19 13:30～ イーブルなごやホール
 抗う闘いの作り方 7・19講演集会
 「今国会を振り返って 日本社会はどこに向かっているのか」
 講師：海渡雄一弁護士
 主催：憲法をくらしと政治にいかす 改憲NO！あいち総がかり行動

7/30 13:30～ 労働会館東館ホール
 関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会 第5回総会 & 報告・討論集会
 第1部 総会 13:30～
 第2部 報告と討論 14:00～
 報告 「産業別労働組合ー私たちが闘い続ける理由」
 久堀 文 弁護士 (関生弾圧弁護団)
 湯川 裕司 さん (連帯労組関西生コン支部執行委員長)
 討論 「今こそ連帯して闘おう」
 主催：関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会

ユニオン学校のお知らせ

働き方や地域の暮らし、アジアの連帯を学び合う

第100回ユニオン学校

開催～

みんなで作るユニオン学校、どなたでも参加できます。運営に力を貸してください。

気候危機・民主主義の危機と労働社会運動

—スウェーデンの『緑の福祉国家・社会』を素材として—

お話 **猿田正機** さん

(ユニオンと連帯する市民の会相談役)

日時：2023年7月28日(金) 18時30分～

場所：労働会館 第4・5集会室 ※地図裏面

(愛知県名古屋熱田区沢下町9-3)

主催：ユニオンと連帯する市民の会

連絡先：080-3543-9205(松本) 090-9936-8202(木村)

会場カンパ
500円ほど

木村代表から「学校での語り」のお話を受け、そこに書かれていた「千代田総行動から楽総行動へ」というテーマをみた時、労働問題を研究テーマにしようとして、勉強していた頃のことや次々と頭に浮かんできました。それから60年近く経過しましたが、中京大に赴任してからは、労務管理とトヨタ、スウェーデンを三本柱として研究を続けてきたこともあり、日本の労働運動について、人前で語るべきことはほとんどありません。ただ、労働組合運動については、身近に接し続けてきたこともあり、忘れたことはありません。



今回は、せっかく頂いた機会ですので、スウェーデンと比較しつつ、「われわれ市民は、ユニオンと連帯して、どんな社会を望むのか」について、日本の歴史・現状や私の人生・研究史を振り返りつつ、私なりの思いを語ってみたいと思います。

祝 第100回記念講演

「ユニオンと連帯する市民の会」相談役の猿田正機さんをお迎えし、「気候危機・民主主義の危機と労働社会運動—スウェーデンの『緑の福祉国家・社会』を素材として—」と題してお話をさせていただきます。

日時：2023年7月28日(金) 18:30～

場所：労働会館第4・5集会室

名古屋市熱田区沢下町 9-3

主催：ユニオンと連帯する市民の会

連絡先：080-3543-9205(松本)

090-9936-8202(木村)

ぜひ、多くの方にお集まりいただきますようお願いいたします。

編集後記

やれやれ、今回も毎度おなじみの一言「何とか文字を埋め込んだ！もう知らん」と叫んだのが5日夜20時すぎ。相も変わらず、学習能力の欠如、経験が役に立たない事おびただしい。しかし、何とかしようと思いつつも「今更なんともならんだろう」と考える自分がいるので、最早救いがたい。一杯やって現実逃避をはかるしか有るまい。少し酔いが回ってくると、ふと思い出す居酒屋での出来事。名古屋でも老舗として有名な某居酒屋において、いい調子で飲んでいた若かりし頃の楽人。40年以上も前の事であるが、たまたま隣同士になったオジサンから「兄ちゃん、俺の代わりに酒を頼んでくれ」と頼まれた。なぜかわりの頼むのか判らない楽人。？マークが点滅する頭。「俺が頼んでももう酒を持ってきてくれんのか」とオジサンが言う。なんの事はない、オジサンは本日打ち止め。店から酒の量を制限されていたのである。だいぶ迷惑をかけたのであろう。私も気をつけなくっちゃ。(楽人)

事務局連絡先

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-3

労働会館本館306号 健康センター内

Tel&(fax)：052-883-6966(6983)

メール：sfl7wtkq@tg.commuja.jp

ユニオンと連帯する市民の会

お願い！ 原稿、感想、情報、意見をお寄せ下さい。

1部100円

本年度の会費・カンパ
の振込をお願いします

振込先

郵便振込

口座番号：00820-7-169123